

監査公表第9号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成28年10月11日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 鈴木 達雄

第1 監査種別

定例監査・行政監査

第2 監査の対象

市民病院経営管理部
総務企画課、医事課、医療情報室

第3 監査に当たった監査委員

近藤 隆、鈴木達雄

第4 監査の期間

平成28年5月20日～平成28年10月11日

第5 監査の方法

平成28年度の監査実施計画に基づき上記の部局に係る平成27年度に実施された事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。また、施設管理状況等について確認するため、所管する施設について現地査察を実施した。

第6 監査の結果

事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程においてふれたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月をめどに通知されたい。

市民病院経営管理部

【総務企画課】

指摘事項

特別休暇の承認の際の合議については、新城市民病院決裁規程及び新城市決裁規程に従い、適正に処理されたい。

意見

平成27年度における委託業務契約90件のうち8割に当たる73件が一者随意契約によるものであった。業務の特殊性から他者には取り扱うことのできないものと認められるが、予定価格の算定においては、他の自治体病院の同種の委託業務契約を参考に検証を行うなど、適正な価格での契約に努められたい。

【医事課、医療情報室】

指摘事項

- 1 特別休暇の承認の際の合議については、新城市民病院決裁規程及び新城市決裁規程に従い、適正に処理されたい。

- 2 3月31日から4月1日にわたるような時間外勤務手当については、年度、月、支給区分等、新城市職員の給与の支給等に関する規則に従い、適正に処理されたい。

意見

入院医療費の請求については月3回から月1回に変更となり、1回当たりの支払金額が多くなったことから、未収金の増加とならないよう、入院患者への説明を行い、理解を得られるよう努められたい。